平成２８年（フ）第２４号
秋田市港北松野町１番40号
債務者　大倉　　彰
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２号
金沢市石引４丁目12番６号　第二いしびきホーム、従前の住所金沢市大手町１番２号
債務者　越田　咲栄
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７号
山梨県中央市東花輪2055番地２
債務者　欲賀　治文
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５６号
山梨県韮崎市穂坂町宮久保465番地１　県営韮崎穂坂団地１棟402号
債務者　牛山　美佳
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６２号
山梨県甲府市幸町９－25、住民票上の住所山梨県甲府市中央５丁目５番８号
債務者　新谷　大地
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
三重県四日市市石塚町３番32－201号　丸美ロイヤル石塚
債務者　川北　雅典
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
三重県四日市市八王子町317番地１　ドミール八王子103
債務者　栗原　道雄
1　決定年月日時　平成28年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
京都市下京区和気町14番地56　マスダハウス201、前住所滋賀県草津市西大路町10番10－Ａ404号　ファミールハイツ草津
債務者　松本　昌也
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
京都市山科区厨子奥若林町40番地16
債務者　藤田　莉子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
広島県福山市御幸町中津原1888－28
債務者　佐藤　由利（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２００号
京都市左京区岩倉南河原町162番地　ヒルズ宝ケ池201号
債務者　楠田　　亘
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
京都市東山区泉涌寺五葉ノ辻町32番地　シュラインズヴィラ瀧尾203号
債務者　野口　　浩
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
京都市伏見区向島清水町47番地の１　向島市営住宅11－４棟911号
債務者　林　シマ枝
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　40棟404号、前住所京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂10番地の５
債務者　木村　　薫（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６４号
京都市伏見区魚屋町574番地　ハイツ桃山406
債務者　増田　豊明
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６５号
京都市伏見区魚屋町574番地　ハイツ桃山406
債務者　増田　眞弓
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係